特定非営利活動法人純正律音楽研究会　定款

第1章 総 則

（名 称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人純正律音楽研究会と称する。以下「本会」という。

２　英文法人名は、Japan Just Intonation Music Institute と称し、略称をＪＪＩとする。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を東京都港区六本木三丁目１６番１３号アンバサダー六本木１００９号室に置く。

（目 的）

第３条　本会は、広く音楽家及び音楽を愛好する市民に対して、日本の音楽と音をめぐる豊かな環境の実現をめざし、純正律を始めとする各種の自然音律を基礎とする音楽制作及びその作品の普及並びに音環境改善に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 環境の保全を図る活動
(6) 国際協力の活動
(7) 子どもの健全育成を図る活動

（事業の種類）

第５条　本会は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 純正律及び各種自然音律音楽に関する調査研究事業
(2) 純正律及び各種自然音律音楽に関する教育及び情報提供事業
(3) 純正律及び各種自然音律音楽普及のためのセミナー・講演会・コンサート等イベントの実施事業
(4) 音環境改善のための啓蒙・提案・相談事業
(5) 純正律及び各種自然音律音楽の医療・育児・障害者・高齢者分野への活用提案事業
(6) 純正律及び各種自然音律を活用した楽曲等音楽著作物の制作事業
(7) 純正律及び各種自然音律に関する出版物・ＣＤ等の制作及び普及事業
(8) 海外の純正律及び各種自然音律音楽関係者との交流事業
(9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第６条　本会の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　本会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

３　代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　代表は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条　会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章 役 員 等

（種別及び定数）

第13条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理事３名以上１０名以内

(2) 監事１名以上３名以内

２　理事のうち１人を代表とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　代表は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

5　監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

（職 務）

第15条　代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

2　代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序にしたがって、理事がその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条第１項に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解 任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（顧問及び名誉顧問）

第20条　本会に顧問10名以内を置くことができる。

2　顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、代表が委嘱する。

3　顧問は、本会の運営に関して代表の諮問に答え、意見を述べる。

4　顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5　代表は、顧問のうちから特に本会に顕著な功労のあった者に名誉顧問を委嘱することができる。

第4章 会 議

（種 別）

第21条　本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(5) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条　通常総会は、毎年1回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第25条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2　代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第27条　総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の３分の２以上の同意があった場合には、この限りではない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

２　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第32条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第33条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第34条　理事会は、代表が招集する。

２　代表は、前条第２号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第35条　理事会の議長は、代表がこれにあたる。

（理事会の議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合には、この限りではない。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（構 成）

第39条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（区 分）

第40条　本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管 理）

第41条　本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第６章 会 計

（会計の原則）

第42条　本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第43条　本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第44条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第45条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第46条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第47条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第48条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第49条　本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条　本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第52条　本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち総会において出席した正会員の過半数の議決を経た者に譲渡するものとする。

（合 併）

第54条　本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第55条　本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第56条　本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第57条　事務局長は、理事会の議決を経て代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

（組織及び運営）

第58条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第10章 雑 則

（細則）

第59条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1　この定款は、本会の成立の日から施行する。

2　本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　本会の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、本会の成立の日から

平成16年6月30日までとする。

4　本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成16年3月31日までとする。

5　本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　本会の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　0円

(2) 年会費　　正会員　個人　一口　5,000円（一口以上）
　　団体　一口　300,000円（一口以上）
　　賛助会員　　0円

別表　設立当初の役員

役職名	氏　　名
代　表	玉木　宏樹
理　事	小俣　藤郎
同	竹内　昭子（西潟　昭子）
同	馬場　英志
同	福田　六花
監　事	田向　正一
同	八木澤 亨一

